

債権の放棄について

看護師等修学資金貸与金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 [REDACTED]
- 2 放棄金額 昭和52年10月11日付け貸与決定に係る看護師等修学資金貸与金の返還金残額54,000円

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県は、[REDACTED]（以下「貸与生」という。）に対し、昭和52年10月11日に看護師等修学資金の貸与決定を行い、108,000円を貸与した。

貸与生は、54,000円を返還したが、残額の返還がされないまま所在不明となっている。また、連帯保証人は、書類上の記録がなく調査できない。

県は、当該債権については、最小の経費で最大の効果を挙げるという地方自治運営の基本原則に鑑み、並びに時効期間が経過していること及び貸与生の所在が把握できないことから債権回収が困難であると判断し、当該看護師等修学資金貸与金の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。